

ふるさと大分市応援寄附金取扱業務委託 公募型プロポーザルに係る質問・回答

寄せられた質問について、次のとおり回答いたします。

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	業務の一部再委託について	コールセンター業務やワンストップ特例申請受付処理業務などのバックオフィス業務について、外部専門業者へ一部再委託することは可能でしょうか。 また、専門的な知見・ノウハウを有する事業者と連携して実施する提案を行う場合、当該連携事業者の実績・専門性等についても、「実施体制」や「業務実績」の評価対象となりますでしょうか。	質問にあるコールセンター業務やワンストップ特例申請受付処理業務については、実際の運用状況によるが、基本的に再委託が可能である。どの業務を再委託する予定であるのか、提案書に記載すること。 また、他事業者と連携して実施する場合、実施体制に連携相手や連携業務を明示すること。なお、実績については、主たる受託事業者と再委託先および連携事業者を分けて記載すること（ただし、主たる受託事業者以外の実績については業務実績の評価対象とならない。）。
2	特設サイトの構築方法および著作権等の権利帰属範囲について	仕様書5(7)「市のふるさと納税特設サイト開設に関する業務」に関連し、受託事業者が既存で運営している地域特産品等のECサイト基盤を活用し、大分市ふるさと納税専用ページおよび寄附受付機能を構築・運用する提案は可能でしょうか。 また、その際、仕様書13「著作権等の権利の取扱」において市に権利が帰属する対象は、本委託業務として新規に作成・構築した特設ページや画像データ等に限られ、事業者が従前から独自に保有・運営しているECサイトのシステム基盤、ベースデザイン、既存掲載画像・コンテンツ等の権利には及ばない（帰属しない）という認識で差し支えないかご教示ください。	受託事業者が既存で運営しているECサイトのノウハウを活用して新たに特設サイトを構築することは何ら問題ない。ただし、既存の運営サイト内にページを追加して作成することはできず、新規で独立したサイトを構築する必要がある。 また、著作権等の権利の帰属範囲についてはお見込みのとおりである。